

健康あきしま21(第2次後期)計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	5	第1章 第1節後期計画策定の背景・趣旨及び基本的事項 1 国、都及び本市の動向 (3)昭島市 ②予防接種	予防接種については、効果がないこと、副作用により障害や命を落とす事例が存在すること、一年足らずでワクチンを開発し安全性の確認も十分に検証されていないことなどを踏まえ、予防接種は選択性ということを永久に守っていただきたい。 また、医療従事者についても新型コロナワクチンを接種しない場合でも職を追われることのないよう十分配慮していただきたい。	現時点では、日本で承認された新型コロナワクチンは、2回の接種によって95%の有効性で発症を防ぐ効果が認められております。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、ゼロではありません。 昨年12月に施行された改正予防接種法では、ワクチン接種は強制ではなく、国民の努力義務とされ、同意なしに接種を行うことはありません。 医療従事者への接種につきましては、東京都を中心として適切な対応が取られるとのことで、十分な配慮の上、行われるものと考えております。
2			新型コロナワクチンを接種したいとは思いません。接種したことにより、どのような副反応があるか、10年後に症状が出た場合は子供にどうやって償えばよいかわかりません。 接種は任意なのだから、接種・未接種で区別し、施設利用や集団生活に規制をしないほしい。 予防接種の履歴をマイナンバーカードに紐づけることも絶対にやめてほしい。 また、集団生活の中でただでさえ同調圧力にストレスを抱える子供が、過ごしやすい配慮をお願いします。	昨年12月に施行された改正予防接種法では、ワクチン接種は強制ではなく、国民の努力義務とされておりますことから、市民の皆様お一人おひとりがワクチンの接種について、選択をしていただきたいと存じます。 予防接種の接種による規制や差別的な扱いにつきましては、予防接種法改正に対する国会の付帯決議において、接種していない方への差別や、職場、学校等での不利益な取り扱いには許されないことの周知徹底がなされるよう政府に求めています。 マイナンバーカードとの情報連携については、国の動向を注視しながら対応を検討してまいります。
3	20	第2章 第1節市の概況 10スポーツ施設等の利用状況	体育室の利用料金を下げて頂きたい。 また、利用料金についてカード払いができるようにして頂きたいです。 更に、キャンセルができないので、気軽に予約ができない。 そして、緊急事態宣言で利用時間を19時までにする必要があるのでしょうか。20時まで利用できるようにしてほしい。 それから、体育室について、夏はすごく暑過ぎる。しかもマスクを付けてなんか到底できない。熱中症予防のためにも冷房を付けて欲しいです。扇風機では足りません。	体育室の利用料金については、受益者負担の考え方から一定の利用料をご負担いただいておりますので、減額には困難性がございます。 また、カード支払いについては、今後の検討課題といたします。 施設予約につきましては、多くの方にご利用いただくため、利用確定日を予約いただいております。特別な理由を除き、キャンセルの受付はいたしておりません。 緊急事態宣言下の利用時間につきましては、国や東京都と連動し、午後8時にはご自宅に帰宅できるよう、市内各公共施設の利用区分に合わせた設定とさせていただきます。 空調設備につきましては、熱中症対策といたしまして、昨年度冷風機を導入いたしました。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
4	21	第2章 第1節市の概況 12新型コロナウイルス感染症感染者数の推移	PCR検査の陽性者＝感染者ではありません。PCR検査で陽性になったからと言って、必ずしもウイルス感染者ではないことは、医学の常識だと発言している医師や研究者は世界中に沢山います。厚生労働省もそのように発表しています。 国立感染症研究所も、PCR検査はウイルス遺伝子を検出するものであり、感染性ウイルスの存在を証明するものではないとしています。 感染の定義とは、細胞内にウイルスが侵入し増殖している状態です。唾液や鼻にウイルスが付着していただだけでは感染とは言えないです。 (同様の意見が他に1件あり)	本計画に掲載した「新型コロナ感染症感染者数の推移」につきましては、東京都から情報提供を受け作成しております。東京都では医師の診察、PCR検査、その他検査結果等により感染の判断を行い、東京都に報告されますので、ご指摘のPCR陽性者＝感染者としているものではありません。 しかしながら、「感染者」の表現がわかりにくく、誤解を生む可能性もありますことから、表記につきましては東京都の報告に合わせ「新型コロナウイルス感染症患者数の推移」に訂正いたします。
5	79	第4章 第2節生活習慣の改善 5 喫煙	歩きタバコをする人を見かけますが路上喫煙禁止にしていただけないでしょうか？タバコの持つ手は子どもの顔の高さです。また後ろを歩く人が受動喫煙になります。	東京都受動喫煙防止条例により、喫煙者は受動喫煙が起らないよう周囲に配慮することを義務として定めております。路上喫煙等、周囲に他者が居る状況での喫煙者について、配慮義務の周知を図るとともに、喫煙者の多い場所などには保健所に協力を得て注意喚起を行ってまいります。
6	86	第4章 第2節生活習慣の改善 6 歯と口腔の健康	フッ化物歯面塗布は虫歯予防の効果もなく、脳に悪影響との研究も出されています。安全性も定かではない危険なものを推奨しないでください。	厚生労働省では、乳幼児期はむし歯になりやすい時期であり、フッ化物は歯のカルシウムと結合することで、歯の再石灰化を促進し修復をすることにより、むし歯予防の効果があるとしております。ただし、使用料を誤り、大量に摂取した場合においては、毒性があり安全性が保障されないとしております。 東京都の乳幼児期の取組においても、フッ化物配合歯磨剤の効果や砂糖（スクロース）の取り方の啓発をしております。 市では、フッ化物歯面塗布による予防処置については、フッ化物配合の歯磨剤が90%の市場になったことから実施を中止し、定期的な健診や歯石・歯面の着色汚れの除去などの予防処置をすることで、乳幼児期の歯と口の健康づくりを推進してまいります。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
7	90	第4章 第3節ライフステージを通じた健康づくりへの支援 1 こころの健康	マスクについて、長期間の常用は禁止としてください。マスクの生活から一年が経ち、マスクの弊害がわかってきています。子供のマスクは害しかなく、長期化するほど取り返しがつかなくなる可能性が大きいです。恒常的な酸欠により「脳の機能が少しずつ失われていく」ことが最も深刻。 そして症状の無い“陽性者”による感染事例はひとつもなかったことがわかっています。10代の死亡者はいません。子供にとって、マスクの生活が精神的にも身体的にも負荷が大きいことがわからないのでしょうか？可愛そうで見えられません。人としての感覚を取り戻して欲しいです。 また、周りからの同調圧力がありマスクを着用しないという選択がしづらいため、マスクを着用しない自由がほしい。 (同様の意見が他に1件あり)	新型コロナウイルス感染症対策のマスク着用については、感染している方のくしゃみや咳に含まれるウイルスの飛まつを直接あびることを防ぐという観点からマスクの利点があります。 日本小児科学会では、子どもは自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しいこと、熱がこもり熱中症のリスクが高まるなど危険があるため、2歳未満の子どもは着用をしないことを推奨しております。 また、子どもがマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意することとしております。 感染予防には、マスク着用だけではなく、集団との3密を避け、人との距離を保つことも有効であり、感染状況に応じて、マスク着用も臨機応変な対応が必要となります。 以上のことから、感染症対策のためのマスク着用は必要と認識しております。
8	95	第4章 第3節ライフステージを通じた健康づくりへの支援 2 母子の健康	外国人母子について、職員や専門家などとのコミュニケーションが現在どのようなになっているのか。多言語対応に支障なく、孤立しやすいだろう外国人母子にも必要な支援が行き届くようにしてほしい。 また、外国人は今後も増加するであろうが、文書が理解できないことも考えられ、支援から取り残される可能性が高い。母子の健康支援についてP95の現状に書かれているような問題意識があるならば何かしらの対策をとるとともに、観光まちづくり協会、市立会館などに外国人の簡単な日常のこまりごとの相談を聞く人材を配置するなど英語教室等に事業委託して外国人の方がコミュニケーションをとれる場を設けられないか。 (同様の意見が他に2件あり)	日本語に不自由のある外国籍や外国にルーツのある児童や家庭への支援をする際は、通訳アプリの使用や英会話が可能な保健師または、社会福祉協議会の人材紹介などにより対応しております。 また、東京都多言語相談ナビが開始され、多言語による相談の遠隔通訳支援サービスを活用し支援しております。多言語に対応できる相談体制については、昭島市全体で取り組むべき事案であるとも認識しております。 外国籍等の母子の把握につきましては、妊娠届時や乳幼児健診等で把握し対応しております。 家庭状況により、大使館や外務省、入国管理局への連絡を取り、ひとり親支援や生活保護につなぐ等必要な支援を行っております。
9	95		親が相談しやすくなるよう、妊娠期から専門家との信頼関係の構築にさらに力を入れてほしい。また、ケアしてもらえるような制度がほしい。 マタニティスイミング、マタニティヨガ等、官民問わず妊婦向けの企画がある場に専門職がいることで、妊婦から接点を持ちやすくなるようにしてほしい。 妊娠期から子育て期まで担当部署が変わっても切れ目のない支援ができるよう、保健師・助産師等専門家については健康課以外にも必要な人員配置をしてほしい。 (同様の意見が他に2件あり)	妊娠期からの子育て家庭を支援するため、保健福祉センターに助産師・保健師の専門職を配置し、各家庭の状況や子育て支援ニーズに対応するほか、必要に応じて各関係機関と連絡調整し支援を行っております。 また、民間のマタニティスイミング等には必ず助産師が在籍しており、また、子ども家庭支援センターや発達支援係においても、保健師や心理士等の専門職を配置するなど、切れ目のないサポート体制を確立しております。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
10	95		妊娠相談の周知法と相談受付法の充実について、教育機関でどのように「積極的に周知」しているのか。 また、相談件数が少ない場合は、市以外の相談先と連携をし、24時間電話・メール・LINE等で相談にのってくれる相談先をあわせて周知できないのか。 学校のお手洗いや個室がある場所、学生が行きそうな商店にアプリやサイトによる相談窓口の案内カードを配置できないか。 (同様の意見が他に2件あり)	妊娠相談の周知方法として、市のホームページやTwitter、広報で周知しております。 東京都では、悩みを抱える妊婦を孤立させないために、電話やメールで相談に応じている「妊娠相談ほっとライン」、LINEによる「妊娠したかも相談@東京」といった事業を展開しております。 連絡先カードについては、市内の商業施設に配付を依頼しております。 また、教育機関においては、心と体に関する相談を含め、困ったときの相談先を掲載した一覧のリーフレットを夏季・冬季・春季休業前の年3回と、更に必要に応じて全児童・生徒に配布して周知を図っております。その一覧には、電話・メール・LINE等で相談にのってくれる相談先を周知に努めております。 今年度より、小学校高学年児童と中学校全生徒向けに、プライバシーが守られ、手に取りやすい場所へ相談窓口の案内カードを配置しております。
11	95	第4章 第3節ライフステージを通じた健康づくりへの支援 2 母子の健康	男性の育児参加について、妊娠中のマタニティークラスやフレッシュパパママ学級はすべて両親を対象とするなどし、男性にとって「育児は手伝うものではなく自分もまさに子育て当事者である」という意識が根付きやすくなるようにしてほしい。 また、意識は付け焼き刃的には変わるものではなく、幼少期からの性教育、学齢期からの男女平等教育、プレコンセプションの浸透が欠かせないので、あわせて力を入れてほしい。 (同様の意見が他に2件あり)	マタニティママ・パパ学級は、両親を対象に実施をしております。妊娠期から父親の意識を育み、出産の立会い、育児に関与することにより親になる意識の育ちが確立されます。 しかし、男性が育児にかかわる環境が整っていない職場もあり、社会全体で男性が育児に関わりやすい環境の整備や、二人で子育てする意識がもてるよう、心理職から意識づけの啓発に取り組んでまいります。 幼少期からの教育や啓発は大変重要であり、保護者や教育に携わる一人ひとりの価値観が男女平等意識に基づいたものであることが必要であると考えております。 学校では、教育活動全体を通じて健康教育や人権教育、食育を推進しており、その中で性教育や男女平等教育等の内容を学習しております。 また、男女共同参画セミナー等を開催するとともに情報誌『Hi, あきしま』において男女平等意識の啓発・情報提供に努めており、今後も男女共同参画プランに基づき施策の推進を図ってまいります。
12			里帰り出産される産後ケアを充実してほしい。	里帰り出産をされた場合は、助産師による新生児訪問を実施しております。産後ケア事業については、開始間もないため、需要と供給のバランスが不確定であることから、今後、里帰り出産の方への対応について検討してまいります。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1 3	99	第4章 第3節ライフステージを通じた健康づくりへの支援 2 母子の健康	P. 99市民に「期待される役割」として、「望まない妊娠をさけます」とあるが、対する市の役割が見当たらない。望まない妊娠を根本的に減らすためには、相談先の周知のみでなく、市として性や妊娠について幼少期から学齢期、大人にいたるまで教える・伝える役割（性教育）が欠かせない。男女の性、多様な性、プレコンセプションなどについて、定期的に伝えることは非常に重要と考えるが、望まない妊娠を避けるために必要な支援として実施すべき。あわせて、対面で参加がしづらい市民のためにオンラインでの開催も検討してほしい。 （同様の意見が他に3件あり）	望まない妊娠を防ぐためには、妊娠から出産に至るまでの切れ目ない相談・支援が行える体制整備、相談窓口に関する周知、医療機関と行政との連携強化、学童期・思春期からの性に関する正確な情報提供が必要であります。 学校では、教育活動全体を通じて健康教育や人権教育、食育を推進しており、その中で性教育や男女平等教育等の内容を学習しております。 望まない妊娠相談は、知られたくないという心情から匿名が多く、身近な相談窓口より広域的な相談窓口が利用されやすい状況となっております。都において実施されている妊娠相談ほっとライン等と連携が図られる仕組みとなっており、居住地での支援につながっております。
1 4	—	その他	災害時、赤ちゃん和妈妈が安心して避難できる場所を作してほしい。	災害時において、災害弱者となる妊婦、産婦、乳児、障害者、高齢者等様々な配慮が必要な方への避難所運営について、検討を行っております。特に妊婦、産婦、乳児については北多摩助産師会と協定を結び、親子が安心できる避難所運営が図られる体制となっております。 また、災害時における「自助」として、平常時からの備えについてHPや健診の機会を捉え、引き続き周知を行ってまいります。